

島根県報

第一、四九三号

平成十五年八月五日

(火曜日)

告示

目次

島根県母子福祉協力員設置要綱の一部改正	(青少年家庭課)	一
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	一
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	"	二
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	"	二
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	二
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(二件)	(経営支援課)	二
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	"	四
都市計画事業の認可	(都市計画課)	四

告示

告示

島根県告示第六百六十七号

島根県母子福祉協力員設置要綱(昭和二十三年島根県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

平成十五年八月五日

島根県知事 澄田信義

第一条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「母子相談員」を「母子自立支援員」に改める。

第一条第一項中「推せん」を「推薦」に改め、同条第二項中「婦人」を「女性」に改める。

第三条中「毎に」を「ごと」に改める。

第五条第一項中「母子相談員」を「母子自立支援員」に改め、同条第二項中「あたつて」を「当たつて」に改める。

附則

この告示は、平成十五年八月五日から施行し、この告示による改正後の島根県母子福祉協力員設置要綱の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

島根県告示第六百六十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十七第一項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月五日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 四ツ葉福祉会	居宅介護	地域生活支援センター ハーローネット	松江市古志町一 五五一・四	平成十五年七月 二十五日
社会福祉法人 加茂町社会福祉 協議会	居宅介護	ヘルパーステーシ ョンかも	大原郡加茂町大 字宇治三二八	平成十五年七月 二十五日

島根県告示第六百六十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十七第一項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月五日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 柿木村社会福祉 協議会	短期入所	柿木村身体障害者 短期入所事業所	鹿足郡柿木村大 字柿木九八	平成十五年七月 二十五日

島根県告示第六百七十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月五日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 四ツ葉福祉会	居宅介護	地域生活支援セン ター ハローネッ ト	松江市古志町一 五五一・四	平成十五年七月 二十五日
社会福祉法人 よこた福祉会	居宅介護	社会福祉法人よこ た福祉会訪問介護 事業所	仁多郡横田町大 字稲原五七・六	平成十五年七月 二十五日

社会福祉法人 柿木村社会福祉 協議会	短期入所	柿木村知的障害者 短期入所事業所	鹿足郡柿木村大 字柿木九八	平成十五年七月 二十五日
--------------------------	------	---------------------	------------------	-----------------

島根県告示第六百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の内出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年八月五日

島根県知事 澄 田 信 義

仁多郡仁多町土地改良区
退任した役員の内出及び住所

監事

藤原 盛男 仁多郡仁多町大字上阿井九五七番地

島根県告示第六百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のための配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年八月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
シティパルク浜田 島根県浜田市相生町一三九一番地八
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の名称の変更

(変更前) 石央プラザ (変更後) シティパルク浜田

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社マイカルサンイン 代表取締役 小西健夫 鳥取県米子市大

工町三三・三二

有限会社天野玩具店 代表取締役 天野 芳 島根県浜田市原町二四

・五

株式会社ニッタ 代表取締役 新田喜久 島根県浜田市新町五八・二

有限会社くすりのファミリア 代表取締役 佐々田重正 島根県出雲

市渡橋町九八六・一

有限会社長谷川現像所 代表取締役 長谷川正夫 島根県浜田市新町

二九・二

(変更後) 株式会社イズミ 代表取締役 山西泰明 広島県広島市南区京橋町二

・三二

有限会社ウエーブ 代表取締役 守田政義 島根県浜田市殿町八三・

二二七

有限会社錦栄堂 代表取締役 松本直樹 島根県浜田市片庭町一・一

株式会社はせがわ 代表取締役 長谷川正夫 島根県浜田市新町二九

・二

共同青果株式会社 代表取締役 長谷川邦博 島根県浜田市下府町三

二七・八〇

株式会社赤松屋 代表取締役 赤松政豊 島根県浜田市新町三〇・一

島根物産商事株式会社 代表取締役 大田肇雄 島根県江津市波子町

口四五・一六

株式会社かみのや 代表取締役 天羽貴彦 島根県浜田市朝日町一四

三一

2H 店主 原 博行 島根県浜田市長沢町三〇八二

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文 広島県東広島市西条町吉

行向一・六〇

4 変更の年月日

平成十五年七月二十日

二 届出年月日 平成十五年七月二十三日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 浜田市商工観光課(浜田市殿町一番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつて

はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意志の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第六百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年八月五日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパルク浜田 島根県浜田市相生町一三九一番地八

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 弘 島根県浜田市朝日町九一番地二三

朝日木材工業株式会社 代表取締役 日向秀行 島根県浜田市相生町三八四二番地

龍河商事株式会社 代表取締役 龍河重雄 島根県浜田市浅井町一五八〇番地

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 (変更前) 午前九時三十分 (変更後) 午前九時

閉店時刻 (変更前) 午後八時三十分 (変更後) 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
(変更前) 午前九時から午後九時 (変更後) 午前八時三十分から午後九時三十分

4 変更の年月日

平成十五年八月六日

二 届出年月日 平成十五年七月二十三日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 浜田市商工観光課(浜田市殿町一番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第六百七十四号

平成十五年島根県告示第三百六十五号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により浜田市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。
平成十五年八月五日

島根県知事 澄田信義

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 浜田市港町二二七番地一外

二 意見の概要

駐車場への入庫待ち車輛による店舗周辺道路への影響について配慮し、適切な措置を講ずること。

三 縦覧場所

浜田市商工観光課(浜田市殿町一番地)

四 縦覧期間

告示の日から一月間

島根県告示第六百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九條第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。
平成十五年八月五日

島根県知事 澄田信義

一 施行者の名称

出雲市

二 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業三・五・二十一号新崎大塚線

三 事業施行期間

平成十五年八月五日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

出雲市今市町北本町四丁目及び五丁目地内

(二) 使用の部分

なし

平成十五年八月五日印刷
平成十五年八月五日発行

毎週火・金曜日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江
市学
園南
町
松島
陽根
印刷
所

定価一箇月
金二千四百三十円(送料共)